

京都市告示第196号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第4号、第6号及び第9号の規定に基づき、次のとおり指定生活介護事業者の指定を取り消します。

令和8年6月25日

京都市長 松井孝治

事業者の名称	事業所の名称及び事業所番号	事業所の所在地	サービス種別	取消年月日
株式会社フィオレット	デイサービス アルビア 2610101442	北区上賀茂朝露ヶ原町12-1 ラフォーレ上賀茂1F	生活介護	令和8年7月1日

(保健福祉局保健福祉部監査指導課)